

資料

1. 仙台市市民センター施設概要一覧

館名	住所	電話番号 FAX番号	竣工	工事費 (千円)	敷地面積 建物延面積 (㎡)	主要施設	併設施設
青葉区 中央	青葉区一番町二丁目1番4号	223-2516 261-3251	#####	73,941	7,148.85 2,311.55	ホール、小ホール(2)、会議室(5)、和室、調理実習室、音楽室、市民活動室	小学校・幼稚園
柏木	青葉区柏木三丁目3番1号	233-8066 233-8484	平成10年4月1日	440,806	2,822.73 1,287.52	会議室、和室(2)、ホール、市民活動室、資料室	コミュニティ防災センター
広瀬	青葉区下愛子字観音堂5番地	392-8405 392-8410	平成3年3月31日	444,000	6,746.77 786.66	会議室、セミナー室(2)、和室(2)、創作室、サークル連絡室	広瀬文化センター・広瀬図書館
宮城西	青葉区熊ヶ根字石積47	393-2829 393-2491	#####	56,000	2,280.22 645.12	会議室(2)、和室(2)、調理実習室、体育館、談話コーナー	
北山	青葉区新坂町8番4号	272-1020 272-1210	昭和49年7月3日	211,822	2,071.54 2,269.56	会議室(4)、和室(4)、調理実習室、音楽室、トレーニング室(2)、体育館	児童館(図書室)
福沢	青葉区福沢町9番9号	223-9095 213-1647	昭和59年6月9日	423,850	2,928.15 1,998.57	会議室(3)、和室(3)、視聴覚室、調理実習室、遊戯室、図書室、音楽室、体育館	コミュニティ防災センター
旭ヶ丘	青葉区旭ヶ丘3丁目25番15号	271-4729 271-7984	昭和60年6月15日	863,890	3,128.66 2,044.91	展示ホール(2)、ホール(2)、会議室(3)	旭ヶ丘バス乗継ターミナル
三本松	青葉区堤町三丁目23番1号	274-3955 234-5355	昭和62年3月31日	345,419	4,861.02 1,499.07	会議室兼調理室、和室(3)、体育館、遊戯室、図書室	コミュニティ防災センター
片平	青葉区米ヶ袋一丁目1番35号	227-5333 268-0234	平成元年3月15日	527,764	2,500.03 2,027.60	会議室(2)、会議室兼調理実習室、和室(3)、体育館、音楽室、広瀬川自然展示コーナー	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
大沢	青葉区芋沢字要害65番地	394-6891 394-6439	平成2年5月24日	321,360	6,325.00 1,245.56	会議室兼調理実習室、和室(2)、体育館	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
水の森	青葉区水の森四丁目1番1号	277-2711 277-8863	平成2年8月30日	1,180,060	11,317.60 1,844.64	会議室、会議室兼調理実習室、和室(3)、体育館、親子室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター・温水プール
貝ヶ森	青葉区貝ヶ森一丁目4番6号	279-6320 279-6704	平成5年4月26日	518,000	3,690.11 1,578.64	会議室、会議室兼調理実習室、和室(2)、資料室、親子室、ホール	児童館(図書室)
落合	青葉区落合二丁目15番15号	392-7301 392-6737	平成6年3月31日	390,000	4,078.96 1,248.45	会議室兼調理実習室、和室(2)、音楽室、図書室、親子室、ホール	コミュニティ防災センター
中山	青葉区中山三丁目13番1号	279-9216 719-2150	平成7年3月31日	526,000	3,904.03 1,719.78	会議室、会議室兼調理実習室、和室(2)、資料室、親子室、ホール	児童館(図書室)・老人憩いの家・コミュニティ防災センター
折立	青葉区折立三丁目20番1号	226-1226 226-2660	平成7年5月30日	648,000	3,012.10 1,790.71	会議室、会議室兼調理実習室、和室(2)、ホール、親子室、資料室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
吉成	青葉区国見ヶ丘二丁目2番地の1	279-2033 279-9431	平成8年4月26日	588,936	3,300.76 1,606.03	会議室、会議室兼調理実習室、和室、親子室、ホール、資料室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
木町通	青葉区木町通一丁目7番36号	711-2561 212-4330	平成16年2月27日	795,874	10,480.00 2,892.34	会議室(2)、和室(2)、調理実習室、音楽室、親子室、市民活動室、ホール	小学校・児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
中央	宮城野区榴岡4丁目1番8号	295-0403 295-0810	昭和58年2月28日	1,217,102 (市民C分)	3,367.52 4,064.31	会議室、セミナー室(4)、和室、音楽室(2)、創作室(2)、体育館、トレーニング室、ミーティング室、情報コーナー	榴岡図書館
高砂	宮城野区高砂一丁目24番地9号	258-1010 259-7577	平成6年3月30日	664,418	10,000.02 1,908.06	会議室(2)、和室(2)、調理実習室、親子室、ホール、資料室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター・老人福祉センター・デイサービスセンター・保健センター
岩切	宮城野区岩切字三所南88番地の2	255-7728 255-2075	昭和56年12月15日	364,900	2,799.55 2,054.92	講義室、研修室(2)、和室(2)、調理実習室、視聴覚室、創作室、体育館、図書室、交流室、親子室、資料室	保健センター・老人憩いの家・コミュニティ防災センター
鶴ヶ谷	宮城野区鶴ヶ谷八丁目19番地の1	251-1562 251-1564	昭和47年5月	135,669	6,940.85 1,649.02	会議室(3)、和室、調理実習室、遊技室、ホール	児童館(図書室)・温水プール

榴ヶ岡	宮城野区五輪1丁目4番22号	293-6742 293-6761	昭和48年6月1日	68,245	2,298.40 1,020.17	会議室(5), 和室, 調理実習室, 談話コーナー	
榴ヶ岡 軽体育館	宮城野区五輪1丁目3番1号	299-5666 299-5690	平成元年4月26日	245,000	963.40 1,005.33	和室(2), ミーティングルーム(2), 休憩室, 体育館	
東部	宮城野区平成一丁目3番27号	237-0092 235-7634	昭和58年4月8日	304,815	1,792.61 1,435.36	会議室, 和室(3), 調理実習室, 娯楽室, 体育館	児童館(図書室)
幸町	宮城野区幸町三丁目13番13号	291-8651 291-8561	平成5年3月31日	615,000	3,838.08 1,756.90	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 親子室, 資料室, ホール	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
田子	宮城野区田子二丁目4番25号	254-2721 254-2722	平成11年8月5日	676,433	2,877.06 1,935.56	会議室(2), 和室(2), 調理実習室, ホール, 娯楽室, 親子室, 市民活動室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
福室	宮城野区福室五丁目9番36号	786-3540 388-6320	平成15年1月10日	655,095	4,747.24 1,956.70	ホール, 会議室(2), 和室(2), 調理実習室, 市民活動室, 娯楽室, 親子室	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
若林区 中央	若林区南小泉一丁目1番1号	282-1173 282-1180	平成5年3月	5,400,000	11,842.43 515.21	会議室(2), 和室(3), セミナー室(2), 創作室, サークル連絡室, プレイルーム	文化センター・図書館・情報センター
(若林区 中央 別棟)	若林区保春院前丁3番地の4		昭和53年5月17日	279,841	3,369.21 1,843.00	会議室, 和室(2), 調理実習室, ホール, 娯楽室	児童館・社会福祉協議会
七郷	若林区荒井字堀添65番地の5	288-8700 288-2340	昭和58年3月7日	643,859	5,674.00 1,976.79	会議室, 研修室(2), 和室(3), 調理実習室, 視聴覚室, 創作室, 体育館, 遊戯室, 地域活動室	児童館(図書室)・保健センター・コミュニティ防災センター
荒町	若林区荒町97番地の1	266-3790 266-5436	昭和48年5月1日	64,684	558.97 1,249.82	会議室(3), 和室(4), 調理実習室, サークル連絡室, 娯楽室, 遊戯室, 図書室	
六郷	若林区今泉一丁目3番19号	289-5127 289-6359	#####	340,919	4,354.80 1,679.22	会議室(3), 和室(3), 調理実習室, 娯楽室, 体育館	児童館(図書室)・保健センター
若林	若林三丁目15番20号	282-4541 282-2637	平成3年4月29日	427,390	3,626.11 1,624.05	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 資料室, 親子室, ホール	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター
沖野	若林区沖野七丁目34番43号	282-4571 285-4681	平成3年3月30日	425,020	6,151.42 1,637.42	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 親子室, 資料室, ホール	児童館(図書室)・老人福祉センター・デイサービスセンター
太白区 中央	太白区長町五丁目3番2号	304-2741 304-2526	平成11年3月31日	#####	9,684.57 2,311.68	会議室(5), 和室(2), 調理実習室, 音楽室, 創作室, 体育館	文化センター・図書館・児童館・情報センター
中田	太白区中田四丁目1番5号	241-1459 242-2535	昭和56年3月20日	463,278	2,808.37 1,792.47	講義室, 研修室(2), 和室(2), 調理実習室, 視聴覚室, 図書室, 体育館	証明発行センター
生出	太白区茂庭字新熊野64	281-2040 281-4319	昭和55年3月31日	326,435	3,635.87 946.66	講義室(2), 和室, 図書室, 調理実習室, 体育館	診療所・保健センター
秋保	太白区秋保町長袋字大原160-2	399-2316 399-2394	昭和46年9月1日	936,661	3,802.00 1,442.30	研修室, 視聴覚室, 茶室, 図書室, 和室, 会議室, 体育館, 調理実習室, 談話室	
馬場	太白区秋保町馬場字竹林45番地の1	399-2745 -	昭和52年3月31日	103,000	1,947.00 732.29	会議室, 講義室, 調理実習室, 体育館, 図書室兼談話室	
湯元	太白区秋保町湯向2-20	398-2720 398-2789	昭和54年3月31日	123,000	1,847.00 844.98	集会室, 会議室, 講義室, 視聴覚室, 調理実習室, 和室	
西多賀	太白区西多賀三丁目6-8	244-6721 244-0524	昭和53年5月10日	180,246	2,533.74 1,462.36	会議室(2), 和室(3), 調理実習室, ホール, 娯楽室	児童館(図書室)
八本松	太白区八本松二丁目4番20号	246-2426 246-9023	昭和60年5月12日	328,402	4,244.18 1,824.54	会議室兼調理実習室, 会議室, 和室(2), 体育館, 娯楽室	児童館・太白図書館分室・コミュニティ防災センター
八木山	太白区八木山本町一丁目43番地	228-1190 228-1689	昭和62年2月10日	385,718	(八木山 動物公園 内) 21,569.00 1,788.22	会議室兼調理室, 会議室, 和室(2), 体育館, 図書室, 遊戯室, 娯楽室	コミュニティ防災センター
山田	太白区山田北前町13番1号	244-0213 244-1843	昭和62年4月17日	403,271	3,662.07 1,496.89	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 体育館, 遊戯室, 娯楽室, 図書室	コミュニティ防災センター
茂庭台	太白区茂庭台四丁目1-10	281-3293 281-4349	昭和63年3月31日	333,560	9,803.91 1,495.53	会議室, 和室(2), 会議室兼調理室, 娯楽室, 体育館	児童館(図書室)・コミュニティ防災センター

東中田	太白区四郎丸字吹上 51番地	242-1185 242-7053	平成元年3月5日	432,747	5,516.21 1,619.96	会議室, 和室(2), 娯楽室, 体育館, 会議室兼調理 実習室	児童館(図書室)・保健 センター・コミュニティ防災セン ター
柳生	太白区柳生七丁目20- 7	306-6750 306-7081	平成9年3月31日	570,000	1,928.63 1,633.01	会議室, 和室(2), ホール, 資料室, 親子室, 会議 室兼調理実習室	児童館(図書室)・コミュ ニティ防災センター
富沢	太白区富沢南一丁目 18番地の10	244-3977 307-5101	#####	570,890	4,068.46 1,839.30	会議室(2), 和室(2), ホール, 調理実習室, 娯楽 室, 親子室, 図書室, 市民活動室	コミュニティ防災センター
泉区 中央	泉区市名坂字東裏53 番地の1	372-8101 372-2447	#####	687,208	3,035.78 2,138.54	会議室(3), 和室(2), 調理実習室, 研修室, 音楽 室, 創作室, 親子室, 娯楽室, 市民活動室, ホー ル	コミュニティ防災センター・泉ふ るさと生活ギャラリー
根白石	泉区根白石字杉下前 24番地	379-2108 376-5769	昭和63年3月31日	518,999	5,839.66 1,898.03	会議室(2), ホール, 工作室, 和室, 調理実習室	泉図書館分室, 証明発 行センター
南光台	泉区南光台七丁目1番 30号	251-5850 252-8172	昭和52年3月31日	80,000	2,640.00 1,218.49	集会室, 和室, 研修室(5), 会議室, 調理実習室	泉図書館分室
黒松	泉区黒町一丁目33番 40号	234-5346 219-2038	平成4年10月20日	487,000	5,264.63 1,491.48	ホール, 研修室(2), 多目的室, 和室, 調理実習 室	泉図書館分室
将監	泉区将監八丁目2番1 号	372-0923 374-8704	平成4年3月19日	348,000	1,821.25 1,498.51	和室(2), 研修室(3), 調理実習室, ホール, 娯楽 室, 託児室	泉図書館分室
加茂	泉区加茂四丁目2番地	378-2970 377-4565	昭和58年4月1日	240,487	4,472.00 1,495.39	和室, 研修室, 調理実習室, ホール, 体育館	泉図書館分室
高森	泉区高森六丁目1番地 の2	378-9950 378-9969	平成元年3月20日	335,411	3,000.12 1,493.63	研修室(3), 和室, 調理実習室, 音楽室, 工作 室, ホール	泉図書館分室
松陵	泉区松陵五丁目20番 地の2	375-8101 375-6101	平成2年3月10日	355,522	2,806.93 1,498.49	研修室(3), 工作室, 調理実習室, 和室, 託児 室, ホール	泉図書館分室
寺岡	泉区寺岡二丁目14番 地の4	378-4490 378-4534	平成3年3月10日	412,341	2,665.42 1,481.22	研修室(3), 和室, 調理実習室, トレーニング室, ホール	泉図書館分室
長命ヶ丘	泉区長命ヶ丘2丁目14 番15号	377-3504 377-3508	平成5年4月27日	512,000	2,885.07 1,496.35	会議室, 会議室兼調理実習室, 和室(2), 娯楽室, 親子室, ホール	泉図書館分室
松森	泉区松森字城前9番地 の2	776-9510 776-9512	#####	678,439	3,999.50 1,870.33	会議室, 和室(2), 調理実習室, 工作室, ホール, 娯楽室, 図書室, 親子室, 市民活動室	泉かむり訪問看護ステー ション・コミュニティ防災センター
桂	泉区桂三丁目19番1号	375-0550 771-5931	平成13年12月4日	695,940	7,759.48 2,268.05	会議室(2), 和室(2), 創作室, 調理実習室, 娯楽 室, 親子室, 市民活動室, ホール	児童センター(図書室)・コ ミュニティ防災センター
南中山	泉区南中山二丁目24 番12号	379-4780 348-4340	#####	142,480	5,718.56 1,579.66	会議室(2), 和室(3), 調理実習室, 研修室, 親子 室, 娯楽室, 市民活動室, 図書コーナー, ホール, 体育館	コミュニティ防災センター

2. 平成20年度 市民センター職員数

(平成20年4月)

青葉区

		教 育 委 員 会											(財)ひと・まち交流財団							
	職名 																			

宮城野区

1	中 央	1	1	1	兼1	3	2		1		2	1	12	兼1	1	7		2	10	22
2	高 砂												0	1		4		1	6	6
3	岩 切												0	1		4		1	6	6
4	鶴ヶ谷												0	1		3	1	1	6	6
5	榴岡(軽体育館含む)												0	1	1	5	1	2	10	10
6	東 部												0	1		3		1	5	5
7	幸 町												0	1	1	3		1	6	6
8	田 子												0	1	1	3		1	6	6
9	福 室												0	1		4		1	6	6
	小 計	1	1	1	0	3	2	0	1	0	2	1	12	8	4	36	2	11	61	73

若林区

1	若林区中央	1		1		2			2			1	7	兼1	1	3			4	11
2	七 郷												0	1		3	1	1	6	6
3	荒 町												0	1		4		1	6	6
4	六 郷												0	1		4		1	6	6
5	若 林												0	1	1	2	1	1	6	6
6	沖 野												0	1		4		1	6	6
	小 計	1	0	1	0	2	0	0	2	0	0	1	7	5	2	20	2	5	34	41

太白区

		教 育 委 員 会										(財)ひと・まち交流財団									
	職名 館名	センター長	センター次長	主幹兼係長	係長	主 査		主 任		主 事		臨時職員・ 常勤嘱託	合 計	館 長	事業職員				非常勤嘱託	合 計	総 計
						社会教育主事 兼主査	主 査	社会教育主事 兼主任	主 任	社会教育主事 兼主事	主 事				主 任	事業職員	事務職員	常勤嘱託			
1	太白区中央	1			1	4				2			1	9	兼1	1	3		0	4	13
2	中田												0	1			4		1	6	6
3	生出												0	1	1	2	1	1	6	6	
4	秋保												0	1			5		1	7	7
5	馬場												0	兼1			兼5		兼1	0	0
6	湯元												0	兼1			兼5		兼1,1	1	1
7	西多賀												0	1	1	3			1	6	6
8	八本松												0	1			4		1	6	6
9	八木山												0	1			4		1	6	6
10	山田												0	1	1	3			1	6	6
11	茂庭台												0	1			4		1	6	6
12	東中田												0	1			4		1	6	6
13	柳生												0	1			4		1	6	6
14	富沢												0	1			3	1	1	6	6
	小 計	1	0	0	1	4	0	0	2	0	0	1	9	11	4	43	2	12	72	81	

泉 区

1	泉区中央	1			1	3		1	2			1	9	兼1	1	5		2	8	17
2	根白石												0	1		3		1	5	6
3	南光台												0	1	1	3		1	6	6
4	黒 松												0	1		2	2	2	7	6
5	将監												0	1		3	1	1	6	6
6	加茂												0	1	1	3	1	1	7	6
7	高森												0	1		4		1	6	6
8	松陵												0	1		3	1	1	6	6
9	寺岡												0	1		4		1	6	6
10	長命ヶ丘												0	1		4		1	6	6
11	松森												0	1		3	1	2	7	7
12	桂												0	1	1	3		1	6	6
13	南中山												0	1		3		1	5	6
	小 計	1	0	0	1	3	0	1	2	0	0	1	9	12	4	43	6	16	81	90

総 計

		教 育 委 員 会												(財)ひと・まち交流財団							
	職名 館名	センター長	センター次長	主幹兼係長	係長	主 査		主 任		主 事		臨時職員・ 常勤嘱託	合 計	館 長	事業職員			非常勤嘱託	合 計	総 計	
						社会教育主事	主 査	社会教育主事	主 任	社会教育主事	主 事				主 任	事業職員	事務職員				常勤嘱託
	計	5	1	2	3	15	2	2	11	0	2	5	48	52	19	203	12	63	349	397	

3. 市民センター事業費・管理費

<歳 出>

〔市民センターにかかる経費〕

単位:千円

		平成16年度(決算)	平成17年度(決算)	平成18年度(決算)	平成19年度(決算)	平成20年度(予算)
地域社会教育事業費(※)		576,343	564,507	543,340	525,437	552,587
市民センター 施設費	運営管理費	1,327,293	1,327,207	1,303,032	1,317,349	1,344,443
	施設整備費 ・改築費等	18,396	106,436	445,307	934,984	405,565
合 計		1,922,032	1,998,150	2,291,679	2,777,770	2,302,595

※地域社会教育事業費 内訳

単位:千円

		平成16年度(決算)		平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(決算)		平成20年度(予算)	
		拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館	拠点館	地区館
各種 講座等	家庭教育 推進事業	663	6,238	1,007	5,859	491	5,017	413	5,634	636	4,693
	青少年健全 育成事業	6,040	6,046	6,777	5,352	5,283	4,362	4,176	3,969	3,672	3,944
	成人学習 振興事業	4,564	16,948	2,724	13,571	606	5,385	639	5,730	505	7,334
	高齢者学習 振興事業	1,050	8,890	649	7,090	691	4,352	738	5,060	650	5,288
	地域社会教育 推進事業	3,268	6,230	2,179	5,058	2,188	5,673	2,202	5,278	1,666	5,326
	民間指導者 育成事業	1,996	3,706	2,356	4,017	3,113	2,987	2,858	2,101	2,639	2,370
	学習情報 提供事業	464	20,147	956	815	1,604	1,836	1,869	1,982	1,751	1,045
	小 計	18,045	68,205	16,648	41,762	13,976	29,612	12,895	29,754	11,519	30,000
学習情報提供事業 (情報コーナー・学習 情報提供システム関係)		6,348		17,688		17,257		16,101		15,296	
その他事業経費		19,871	463,874	18,129	470,280	13,407	469,088	12,586	454,101	12,199	483,573
合 計		44,264	532,079	52,465	512,042	44,640	498,700	41,582	483,855	39,014	513,573

<歳 入>

単位:千円

	平成16年度(決算)	平成17年度(決算)	平成18年度(決算)	平成19年度(決算)	平成20年度(予算)
市民センター使用料	172,039	178,944	166,024	161,933	163,884

4. 仙台市公民館運営審議会委員名簿

○委員人数:16人(定員17人以内)

○任期:平成19年11月1日～平成21年10月31日(2年間)

[平成20年4月1日現在]

氏 名	勤務先・所属団体(役職名)
石 井 山 竜 平	東北大学大学院教育学研究科 准教授
小 川 勇 二	仙台市連合町内会長会 庶務理事
笠 井 文 子	ふれあいサロン ゆうゆう(結遊) 代表
佐 藤 憲 子	仙台市社会学級研究会 顧問
白 鳥 裕 子	仙台市立館小学校 校長(仙台市小学校長会)
鈴 木 千 代 子	宮城県人権擁護委員連合会 会長
鈴 木 有 希 子	子育てサロン こひつじる一む 代表
高 橋 悦 子	NPO法人 冒険あそび場 ーせんだい・みやぎネットワーク 代表理事
梨 本 雄 太 郎	宮城教育大学教育学部 准教授
○ 新 田 新 一 郎	(有)プランニング開 代表取締役
新 田 秀 悦	仙台商工会議所青年部
橋 本 啓 一	仙台市議会 議員
藤 山 弘 子	仙台市PTA協議会
槇 石 多 希 子	仙台白百合女子大学人間学部 教授
三 浦 康 子	(財)21世紀職業財団宮城事務所 雇用管理アドバイザー
◎ 水 谷 修	東北学院大学教養学部 教授

◎:会長 ○:副会長 敬称略・50 音順

5. 仙台市公民館運営審議会審議経過及び答申

仙台市公民館運営審議会 審議経過

<平成20年度>

開催日	会議種別	協議議題
平成20年5月20日(火)	定例会	報告:市民センター事業概況について 審議:今後の審議テーマについて
平成20年7月15日(火)	定例会	事例研究: ①「秋保語りの会」支援事業について ②地域づくりの取組事例 ③取材とHP作成ボランティア養成講座 e-タウン八本松
平成20年9月9日(火)	定例会	審議:拠点館事業について
平成20年11月11日(火)	定例会	審議: ①市民センターの今後の事業展開等について ②拠点館に求められる役割について
平成21年1月20日(火)	定例会	審議:地域コミュニティ活性化に向けた市民センターのあり方の検討 ・他都市の事例 ・地域コミュニティ活性化に向けたモデル事業
平成21年3月17日(火)	定例会	報告:平成21年度市民センター予算及び事業計画(案) 審議:地域コミュニティ活性化に向けた市民センターのあり方の検討 ・「地域づくり支援に関する区と市民センターの連携事業」の担当分け ・「地域づくり支援に関する区と市民センターの連携事業」進捗状況

6. 平成20年度 主催講座の事業別実施状況

区 名		青 葉 区														
館 名		青葉区 中央	柏木	北山	福沢	旭ヶ丘	三本松	片平	水の森	貝ヶ森	中山	折立	広瀬	宮城西	大沢	落合
事 業																
家 庭 教 育 推 進 事 業																
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 ブレババママ講座 絵本よみかせ講座	講座数	4	2	2	1	2	2	2	2	3	3	2	3	2	1	1
	回 数	22	14	8	3	5	5	9	11	12	10	4	15	8	3	10
	参加者数	355	143	37	49	69	112	85	212	83	132	53	555	455	77	187
青 少 年 健 全 育 成 事 業																
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	11	3	4	3	6	6	4	4	2	5	3	2	5	3	6
	回 数	76	12	18	5	19	15	14	12	2	15	9	5	12	11	14
	参加者数	3,062	407	1,524	207	1,265	1,008	250	384	227	454	288	175	245	183	651
成 人 学 習 振 興 事 業																
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 裁判員制度講座 男の料理教室 パソコン・デジカメ教室 社会教育実習生の受入	講座数	12	3	2	4	3	3	2	3	3	5	3	2	8	2	3
	回 数	194	18	8	12	9	13	9	9	11	20	15	17	43	9	12
	参加者数	8,729	198	123	319	380	268	220	117	143	307	117	563	651	269	134
高 齢 者 学 習 振 興 事 業																
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室 シニアパソコン教室	講座数	0	2	3	2	4	3	1	2	3	2	3	1	2	2	3
	回 数	0	15	24	16	31	16	6	16	22	11	21	9	12	10	15
	参加者数	0	905	505	477	1,605	409	85	993	828	297	506	438	402	236	277
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業																
(例) 市民センターまつり 地域懇談会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	11	6	8	6	10	8	8	10	9	7	7	13	6	8	5
	回 数	51	11	21	15	35	19	28	47	42	22	27	75	24	45	16
	参加者数	2,682	511	1,330	122	3,274	1,712	814	5,350	2,894	1,676	871	4,529	2,037	2,833	2,515
民 間 指 導 者 育 成 事 業																
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援 子ども広場サポーター養成講座	講座数	10	5	5	4	3	3	3	6	3	2	4	5	2	3	4
	回 数	177	31	31	20	13	21	24	30	10	1	16	21	22	18	37
	参加者数	949	259	251	112	179	140	175	255	169	24	90	400	162	275	320
合 計		48	21	24	20	28	25	20	27	23	24	22	26	25	19	22
		520	101	110	71	112	89	90	125	99	79	92	142	121	96	104
		15,777	2,423	3,770	1,286	6,772	3,649	1,629	7,311	4,344	2,890	1,925	6,660	3,952	3,873	4,084

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

- (※1)青葉区中央市民センターと各地区館の共催による「インリーダー研修会」、旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの共催による「講演会『文武両道、日本になし!』」
(※2)三本松市民センターと、片平市民センターと木町通り市民センターと荒町市民センターの共催による「四館連携リレー講座『歩いて知ろう、仙台城下の奥州街道』」(青葉区に計上)
(※3)柏木市民センター・北山市民センターの共催による「国際交流講座『広げよう! 国際交流』」、旭ヶ丘市民センターと三本松市民センターの共催による「台原中学校PTA共催事業企画会議」、貝ヶ森市民センターと中山市民センターによる「自然環境保全講座『水辺をもっと知ろう!』」、折立市民センター、落合市民センター、広瀬市民センターの共催による「三館連携事業市民企画講座『番山を知ろう!』」
(※4)折立市民センター、落合市民センター、広瀬市民センターの共催による「三館連携事業市民企画会『番山を知ろう!』」
(※5)中央市民センターと各地区館の共催による「インリーダー研修会」
(※6)高砂市民センターと岩切市民センターと田子市民センターと福室市民センターの共催による「四館連携事業『七北田川下流域の歴史～中世編～』」
(※7)高砂市民センターと岩切市民センターの共催による「見て学ぶ地域の力」、鶴ヶ谷市民センターと幸町市民センターの共催による「環境学習『水辺の観察会』」
(※8)若林区中央市民センターと各地区館の共催による「インリーダー研修会」
(※9)若林区中央市民センター(教育局)と同センターの共催による「若林区中央市民センター事業懇談会『田んぼっ区懇談会』」

			宮 城 野 区										若 林 区							
吉成	木町通	小計	中央	高砂	岩切	鶴ヶ谷	榴ヶ岡	東部	幸町	田子	福室	小計	若林区 中央	七郷	荒町	六郷	沖野	若林	小計	
2	4	38	7	4	2	2	3	4	2	1	2	27	3	3	3	1	2	0	12	
5	20	164	29	12	4	7	17	8	6	5	6	94	9	10	13	2	9	0	43	
184	406	3,194	954	336	107	235	357	104	71	53	72	2,289	156	215	176	16	184	0	747	
(※1)			(※5)										(※8)							
2	5	56	6	4	5	6	4	4	4	5	5	35	11	2	3	5	4	5	24	
4	24	249	27	17	32	20	10	18	18	32	19	185	33	6	50	38	16	21	158	
75	1,631	10,241	1,500	788	560	1,589	249	457	287	1,303	383	6,643	2,365	127	602	930	458	187	4,297	
(※2)			(※6)										(※2)							
4	5	65	6	7	5	4	5	4	5	3	6	42	8	7	4	1	3	6	28	
17	20	424	32	21	22	24	19	9	14	24	23	176	147	23	37	4	11	22	238	
272	551	12,981	571	438	525	231	221	116	154	376	489	2,464	3,646	293	1,179	77	210	511	5,726	
1	2	36	1	2	4	2	3	2	2	2	3	21	3	2	2	3	4	3	17	
10	12	246	26	15	40	12	18	16	21	22	17	187	45	19	16	19	32	25	156	
286	605	8,854	12,639	1,526	1,372	714	1,017	363	551	460	810	19,452	2,409	1,120	638	1,105	877	1,156	7,305	
(※3)			(※7)										(※9)							
8	5	130	11	5	6	6	13	5	7	5	5	61	15	7	9	13	8	9	60	
20	16	492	44	14	16	15	45	22	35	19	12	217	45	26	49	65	39	37	258	
1,344	744	34,712	1,752	6,141	1,805	2,236	1,996	1,278	3,601	4,918	2,179	25,837	3,277	31,625	1,883	9,731	6,115	4,512	57,123	
(※4)																				
6	3	69	12	5	5	3	3	2	5	3	1	39	8	5	6	6	6	4	35	
28	7	497	76	48	24	34	19	18	32	22	11	284	48	30	44	30	29	18	199	
446	68	4,212	1,161	236	143	274	182	91	181	140	31	2,439	844	379	299	283	491	124	2,420	
23	24	394	43	27	27	23	31	21	25	19	22	225	48	26	27	29	27	27	176	
84	99	2,072	234	127	138	112	128	91	126	124	88	1,143	327	114	209	158	136	123	1,052	
2,607	4,005	74,194	18,577	9,465	4,512	5,279	4,022	2,409	4,845	7,250	3,964	59,124	12,697	33,759	4,777	12,142	8,335	6,490	77,618	

区 名		太 白 区													泉区 中央
館 名		太白区 中央	生出	中田	西多賀	八本松	八木山	山田	茂庭台	東中田	柳生	秋保	富沢	小計	
事 業															
家 庭 教 育 推 進 事 業															
(例) 子育て支援講座 親子ふれあい教室 食育講座 思春期親学 プレバママ講座 絵本よみかせ講座	講座数	7	1	1	2	0	3	2	3	3	3	2	7	34	5
	回 数	45	2	4	5	0	14	16	13	15	13	14	23	164	13
	参加者数	1,521	41	94	64	0	226	157	421	330	136	259	2,537	5,786	335
青 少 年 健 全 育 成 事 業		(※10)													
(例) インリーダー研修 子どもの広場 キッズクッキング 夏休みチャレンジ講座 子ども体験塾	講座数	7	5	7	9	2	3	5	4	4	6	3	7	51	14
	回 数	34	15	30	20	4	50	16	9	10	17	3	29	226	69
	参加者数	1,498	376	673	983	192	450	346	422	128	316	278	826	5,793	2,582
成 人 学 習 振 興 事 業															
(例) 自然体験教室 エコライフ講座 裁判員制度講座 男の料理教室 パソコン・デジカメ教室 社会教育実習生の受入	講座数	8	3	2	4	4	4	4	5	5	3	6	5	53	9
	回 数	36	10	8	6	14	20	12	9	20	9	30	12	186	27
	参加者数	372	194	84	105	206	545	218	112	383	84	307	136	2,746	501
高 齢 者 学 習 振 興 事 業															
(例) 明治青年大学 老壮大学 健康づくり教室 介護予防教室 シニアパソコン教室	講座数	5	2	4	2	2	2	3	3	2	3	2	2	32	2
	回 数	44	12	21	19	13	13	26	19	16	20	12	14	229	21
	参加者数	3,102	356	424	677	471	419	806	654	551	390	223	359	8,432	725
地 域 社 会 教 育 推 進 事 業		(※11)													
(例) 市民センターまつり 地域懇談会 学びのコミュニティ関連事業 地域防災教室 社会学級連携事業 地域(自然・伝統)を知る講座	講座数	14	9	7	7	13	7	5	10	8	9	11	5	104	11
	回 数	50	43	24	47	57	89	15	74	21	62	35	12	526	71
	参加者数	5,318	3,720	6,363	4,011	5,328	6,978	4,159	2,138	3,228	2,317	4,493	1,712	49,743	1,810
民 間 指 導 者 育 成 事 業															
(例) 各種ボランティア育成講座 各種ボランティア活動支援 ジュニアリーダー育成支援 子ども広場サポーター養成講座	講座数	18	5	6	6	4	7	6	6	4	5	1	4	72	5
	回 数	125	19	52	44	54	41	26	38	25	20	3	18	465	57
	参加者数	2,719	239	466	269	608	578	326	250	145	173	20	170	5,963	864
合 計		59	25	27	30	25	26	25	31	26	29	25	30	346	46
		334	101	139	141	142	227	111	162	107	141	97	108	1,796	258
		14,530	4,926	8,104	6,109	6,805	9,196	6,012	3,997	4,765	3,416	5,580	5,740	78,463	6,817

2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は「小計」及び「総計」欄では1事業として計上しています。

(※10)太白区中央市民センターと各地区館の共催による「インリーダー研修会」、若林市民センターと八本松市民センターの共催による「若林子ども自然塾」(若林区に計上)

(※11)太白区中央市民センター(教育局)と同センターの共催による「魅力アップ懇話会」

(※12)中山市民センターと南中山市民センターの共催による「わがまち歴史探訪(中山街道を巡る旅)」(青葉区に計上)

泉 区													
根白石	南光台	黒松	将監	加茂	高森	松陵	寺岡	長命ヶ丘	松森	桂	南中山	小計	総計
4	4	4	2	3	2	2	2	3	2	4	1	38	149
15	17	17	7	9	8	6	6	16	4	8	11	137	602
304	309	288	129	268	231	90	78	513	137	582	244	3,508	15,524
5	5	4	4	2	4	2	4	3	3	4	3	57	223
17	14	16	19	17	14	7	15	15	7	15	8	233	1,051
1,080	499	938	732	171	235	74	431	497	394	409	159	8,201	35,175
(※12)													
4	4	4	4	7	5	4	6	5	6	5	4	66	254
15	13	12	17	15	36	10	20	17	18	19	13	228	1,252
198	102	106	302	254	1,143	213	298	219	233	313	234	4,031	27,948
2	2	3	2	1	0	2	2	2	2	2	2	24	130
12	17	24	20	3	0	13	16	13	21	14	13	187	1,005
248	503	531	473	63	0	367	399	571	503	494	299	5,176	49,219
6	7	5	9	10	10	12	7	9	6	5	8	105	460
15	17	14	23	26	30	48	16	32	33	17	22	364	1,857
1,076	5,140	1,968	2,713	2,721	4,672	4,999	1,860	3,999	2,187	3,046	1,964	38,155	205,570
3	4	3	2	3	6	3	3	2	4	3	5	46	261
24	25	23	8	11	31	21	32	9	31	10	19	301	1,746
107	191	139	53	105	145	80	110	43	133	99	127	2,196	17,230
24	26	23	23	26	27	25	24	24	23	23	23	336	1,477
98	103	106	94	81	119	105	105	102	114	83	86	1,450	7,513
3,013	6,744	3,970	4,402	3,582	6,426	5,823	3,176	5,842	3,587	4,943	3,027	61,267	350,666

7. 主催講座等参加者推移

(※)2つ以上の市民センター間で共催・連携した事業は表上段の市民センターに計上しています。

青 葉 区

(単位:人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
青葉区中央	15,402	33,033	10,851	17,225	15,843	15,742	
柏 木	2,443	2,329	2,332	2,705	2,919	2,357	
北 山	2,426	2,298	7,286	5,223	4,053	3,666	平成18年12月～平成19年1月はアスベスト除去工事のため閉館
福 沢	4,369	5,617	6,072	5,201	4,306	1,217	平成20年6月～平成21年1月:改修工事のため閉館
旭ヶ丘	7,583	7,360	7,810	10,864	9,237	6,690	
三本松	2,748	2,869	2,994	3,165	2,345	2,854	
片 平	2,797	2,437	2,243	2,206	1,798	1,404	
水の森	4,676	6,412	6,686	7,434	8,628	7,268	温水プール利用者は除く(企画市民局スポーツ振興課所管のため)
貝ヶ森	3,943	3,506	3,704	3,936	4,192	4,253	
中 山	2,012	1,549	1,559	4,838	3,262	2,746	
折 立	2,491	1,835	2,184	2,336	5,051	1,811	
広 瀬	6,423	8,426	9,378	8,863	6,945	6,329	
宮城西	3,785	1,446	1,458	3,851	4,124	3,917	
大 沢	5,215	3,127	3,514	3,680	3,866	3,835	
落 合	3,547	4,374	4,901	4,430	4,880	3,753	
吉 成	2,666	2,028	2,145	2,484	2,309	2,572	
木 町 通	-	918	1,812	1,498	2,717	3,780	平成16年4月開館
計	72,526	89,564	76,929	89,939	86,475	74,194	

宮 城 野 区

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
中 央	21,376	18,384	15,347	14,808	18,105	18,577	
高 砂	7,751	7,751	7,696	8,256	6,925	9,418	
岩 切	7,633	8,299	7,028	2,722	5,185	4,225	平成18年7月～平成18年12月:改修工事のため閉館
鶴ヶ谷	3,713	5,268	5,325	5,480	5,275	5,196	温水プールは除く(企画市民局スポーツ振興課所管のため)
榴ヶ岡	6,246	3,760	3,208	3,172	3,632	3,942	
東 部	2,092	2,252	2,584	2,790	2,469	2,348	
幸 町	5,409	7,325	6,576	6,009	6,074	4,742	
田 子	6,573	6,644	7,997	6,972	6,801	7,001	
福 室	2,078	2,349	4,116	3,295	3,564	3,675	
計	62,871	62,032	59,877	53,504	58,030	59,124	

若 林 区

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
若林区中央	11,028	11,802	11,880	12,022	12,920	12,585	
七 郷	8,499	9,119	15,749	30,455	33,456	33,712	
荒 町	4,386	4,790	4,916	5,624	5,600	4,521	
六 郷	7,182	7,462	9,165	9,162	10,410	12,088	
沖 野	8,073	6,340	8,310	8,253	7,893	8,281	平成20年2月～3月:ホール等修繕工事

若 林	10,022	9,462	10,237	7,510	5,415	6,431	
計	49,190	48,975	60,257	73,026	75,694	77,618	

太 白 区

(単位:人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
太白区中央	7,878	9,045	6,946	8,636	11,683	14,437	
生 出	2,296	3,427	3,909	4,495	4,683	4,864	平成17年7月～平成17年12月:改修工事のため閉館
中 田	9,512	10,599	9,948	7,859	15,727	8,047	
西 多 賀	7,950	8,671	9,041	9,283	7,720	6,022	
八 本 松	5,069	4,962	5,656	5,337	6,167	6,736	
八 木 山	8,183	11,377	12,903	11,043	8,451	9,113	
山 田	2,374	3,409	4,895	5,146	5,324	5,946	
茂 庭 台	4,995	6,138	8,071	6,914	3,673	3,935	
東 中 田	7,805	5,027	4,768	5,198	5,958	4,730	
柳 生	1,318	1,546	2,726	3,292	3,323	3,377	
秋 保	3,754	5,371	5,785	5,196	5,009	5,580	
富 沢	4,865	3,977	3,560	3,400	5,443	5,676	
計	65,999	73,549	78,208	75,799	83,161	78,463	

泉 区

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
泉区中央	5,794	4,956	7,031	5,281	5,758	6,817	
根 白 石	3,106	3,182	2,216	2,314	2,040	3,013	
南 光 台	3,382	3,725	3,185	3,880	6,875	6,744	
黒 松	3,196	2,957	3,102	3,002	3,980	3,970	
将 監	4,590	4,122	4,041	4,685	3,617	4,402	
加 茂	2,171	2,345	2,651	3,238	2,710	3,582	
高 森	4,084	4,126	4,610	6,445	6,171	6,426	
松 陵	6,322	5,378	5,116	5,593	5,290	5,823	平成20年2月4日～25日:ホール工事
寺 岡	3,302	2,836	2,932	3,478	3,123	3,176	
長 命ヶ丘	5,181	5,440	4,317	5,091	5,243	5,842	
松 森	4,204	3,475	2,527	3,036	2,941	3,587	
桂	1,778	1,104	1,711	3,203	4,450	4,943	
南 中 山	237	2,202	2,924	2,988	3,154	2,942	平成15年11月開館
計	47,347	45,848	46,363	52,234	55,352	61,267	

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
合 計	297,933	319,968	321,634	344,502	358,712	350,666	

8. 利用者推移

青 葉 区

(単位:人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
青葉区中央	108,829	107,725	113,738	112,231	106,840	106,166	
柏 木	43,164	37,020	36,974	35,186	36,574	34,987	
北 山	70,928	68,299	68,522	60,537	59,625	61,169	
福 沢	55,499	58,788	62,675	53,678	60,044	24,527	平成20年6月～平成21年1月:改修工事のため閉館
旭 ケ 丘	125,763	108,065	99,702	108,074	107,529	104,350	
三 本 松	35,242	40,797	43,491	36,495	41,562	38,725	
片 平	95,575	88,041	81,050	73,009	68,266	69,528	
水 の 森	59,988	74,701	79,294	74,976	71,719	81,484	温水プール利用者は除く(企画市民局スポーツ振興課所管のため)
貝 ケ 森	64,051	67,518	73,962	73,128	75,976	61,226	
中 山	76,698	65,922	70,275	70,426	73,495	74,276	
折 立	49,334	45,553	46,286	50,877	47,879	47,577	
広 瀬	50,272	50,392	48,824	49,786	50,025	50,867	
宮 城 西	13,262	11,391	17,036	19,871	21,417	21,862	
大 沢	50,199	45,372	38,748	41,395	38,829	39,729	
落 合	50,916	53,007	61,595	54,516	61,687	50,660	
吉 成	69,425	63,752	66,085	65,670	70,804	64,287	
木 町 通	-	50,848	55,063	66,745	80,384	82,900	平成16年4月開館
計	1,019,145	1,037,191	1,063,320	1,046,600	1,072,655	1,014,320	

宮 城 野 区

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
中 央	119,948	104,705	129,544	154,846	149,196	150,888	
高 砂	77,876	82,729	79,540	79,295	88,539	87,814	
岩 切	53,010	53,411	53,905	23,324	42,519	45,496	平成18年7月～平成18年12月:改修工事のため閉館
鶴 ケ 谷	95,499	105,139	89,937	79,368	70,186	73,304	温水プールは除く(企画市民局スポーツ振興課所管のため)
榴 ケ 岡	36,697	32,898	37,317	34,138	34,717	34,062	
(榴ヶ岡軽体育館)	43,378	41,975	52,922	45,954	44,514	42,263	
東 部	53,591	43,251	52,498	45,943	51,865	49,004	平成19年1月～平成19年3月:アスベスト除去工事のため体育館休館
幸 町	81,272	76,648	72,074	73,992	65,659	67,099	平成20年1月:ホール工事
田 子	77,999	90,197	96,959	98,258	104,250	101,531	
福 室	100,025	89,192	83,752	80,078	83,449	77,669	
計	739,295	720,145	748,448	715,196	734,894	729,130	

若 林 区

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
若林区中央	111,730	108,136	108,799	102,467	100,156	95,454	
七 郷	69,595	65,032	76,813	81,905	101,542	99,106	
荒 町	57,714	57,170	55,502	52,829	54,099	51,323	
六 郷	71,787	78,917	77,995	87,109	88,122	92,834	
沖 野	56,543	79,454	58,372	58,745	62,292	63,150	

若 林	77,716	52,395	70,352	86,490	89,755	77,533	
計	445,085	441,104	447,833	469,545	495,966	479,400	

太 白 区

(単位:人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
太白区中央	98,694	99,904	89,691	85,517	89,405	97,917	
生 出	18,345	23,868	16,640	21,358	21,570	21,837	平成17年7月～平成17年12月は改修工事のため閉館
中 田	57,519	57,232	61,096	49,907	24,471	54,772	平成19年7月2日～20年1月11日大規模改修工事
西 多 賀	88,017	79,481	74,321	70,628	62,470	63,758	
八 本 松	69,489	67,063	74,631	61,945	60,740	60,584	
八 木 山	69,846	71,335	67,212	59,929	51,203	53,112	平成20年10月15日～平成20年11月17日は体育館移転増改築工事のため体育館閉館
山 田	48,603	47,721	53,984	45,312	46,019	46,978	
茂 庭 台	67,779	58,181	59,859	50,864	48,428	46,490	
東 中 田	76,932	61,164	64,487	55,879	62,913	59,932	
柳 生	71,213	63,762	65,617	60,254	74,516	71,967	
秋 保	13,045	12,597	14,456	15,670	13,169	13,360	
馬 場	2,471	3,166	3,417	4,909	4,275	4,761	
湯 元	5,820	5,574	5,537	6,367	4,977	7,764	
富 沢	85,237	78,364	73,747	77,056	86,900	91,527	
計	773,010	729,412	724,695	665,595	651,056	694,759	

泉 区

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
泉区中央	7,378	60,750	63,618	67,319	68,658	68,294	
根 白 石	34,421	33,325	31,508	26,772	29,423	29,095	
南 光 台	41,851	44,278	39,085	37,393	36,916	37,617	
黒 松	70,848	64,780	61,701	61,889	60,211	61,436	
将 監	52,702	48,571	50,352	50,113	53,257	52,581	
加 茂	48,588	46,536	47,975	50,926	52,759	51,216	
高 森	38,410	40,504	39,515	42,216	42,987	44,156	
松 陵	41,067	37,460	37,326	37,658	41,471	46,172	平成20年2月4日～25日ホール工事
寺 岡	52,206	47,766	56,489	39,625	47,411	38,589	
長 命ヶ丘	57,040	47,227	47,449	48,270	47,052	47,115	
松 森	41,122	38,871	44,211	45,673	44,489	48,891	
桂	73,284	72,431	76,214	75,010	67,475	66,211	
南 中 山	36,773	42,767	50,105	61,327	53,337	54,556	平成15年11月開館
計	595,690	625,266	645,548	644,191	645,446	645,929	

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
合 計	3,572,225	3,553,118	3,629,844	3,541,127	3,600,017	3,563,538	

9. 仙台市市民センター条例・施行規則

仙台市市民センター条例

平成二年三月一六日
仙台市条例第八号

(設置)

第一条 市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十四条の規定に基づき、市民センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市中央市民センター	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番8号
仙台市柏木市民センター	仙台市青葉区柏木三丁目3番1号
仙台市青葉区中央市民センター	仙台市青葉区一番町二丁目1番4号
仙台市生出市民センター	仙台市太白区茂庭字新熊野64番地
仙台市高砂市民センター	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9
仙台市中田市民センター	仙台市太白区中田四丁目1番5号
仙台市岩切市民センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2
仙台市七郷市民センター	仙台市若林区荒井字堀添65番地の5
仙台市広瀬市民センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂5番地
仙台市宮城西市民センター	仙台市青葉区熊ヶ根字石積47番地
仙台市秋保市民センター	仙台市太白区秋保町長袋字大原百6番地の2
仙台市馬場市民センター	仙台市太白区秋保町馬場字竹林45番地の1
仙台市湯元市民センター	仙台市太白区秋保町湯元字湯向東31番地
仙台市泉区中央市民センター	仙台市泉区市名坂字東裏53番地の1
仙台市根白石市民センター	仙台市泉区根白石字杉下前24番地
仙台市南光台市民センター	仙台市泉区南光台七丁目1番3号
仙台市黒松市民センター	仙台市泉区黒松一丁目33番40号
仙台市将監市民センター	仙台市泉区将監八丁目2番1号
仙台市加茂市民センター	仙台市泉区加茂四丁目2番地
仙台市鶴ヶ谷市民センター	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目9番地の1
仙台市榴ヶ岡市民センター	仙台市宮城野区五輪一丁目4番22号、五輪一丁目3番1号
仙台市東部市民センター	仙台市宮城野区平成一丁目3番27号
仙台市荒町市民センター	仙台市若林区荒町97番地の1
仙台市北山市民センター	仙台市青葉区新坂町8番4号

仙台市若林区中央市民センター	仙台市若林区南小泉一丁目1番1号、保春院前丁3番地の4
仙台市西多賀市民センター	仙台市太白区西多賀三丁目6番8号
仙台市六郷市民センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
仙台市福沢市民センター	仙台市青葉区福沢町9番9号
仙台市八本松市民センター	仙台市太白区八本松二丁目4番20号
仙台市旭ヶ丘市民センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目25番15号
仙台市八木山市民センター	仙台市太白区八木山本町一丁目43番地
仙台市三本松市民センター	仙台市青葉区堤町三丁目203番1号
仙台市山田市民センター	仙台市太白区山田北前町13番1号
仙台市茂庭市民センター	仙台市太白区茂庭台四丁目1番10号
仙台市片平市民センター	仙台市青葉区米ヶ袋一丁目1番35号
仙台市東中田市民センター	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地
仙台市高森市民センター	仙台市泉区高森六丁目1番地の2
仙台市松陵市民センター	仙台市泉区松陵五丁目20番地の2
仙台市大沢市民センター	仙台市青葉区芋沢字要害65番地
仙台市水の森市民センター	仙台市青葉区水の森四丁目1番1号
仙台市若林市民センター	仙台市若林区若林三丁目15番20号
仙台市沖野市民センター	仙台市若林区沖野七丁目34番43号
仙台市寺岡市民センター	仙台市泉区寺岡二丁目14番地の4
仙台市貝ヶ森市民センター	仙台市青葉区貝ヶ森一丁目4番6号
仙台市幸町市民センター	仙台市宮城野区幸町三丁目13番13号
仙台市長命ヶ丘市民センター	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目14番地の15
仙台市落合市民センター	仙台市青葉区落合二丁目15番15号
仙台市中山市民センター	仙台市青葉区中山三丁目13番1号
仙台市折立市民センター	仙台市青葉区折立三丁目20番1号
仙台市吉成市民センター	仙台市青葉区国見ヶ丘二丁目2番地の1
仙台市柳生市民センター	仙台市太白区柳生七丁目20番地の7
仙台市太白区中央市民センター	仙台市太白区長町五丁目3番2号
仙台市田子市民センター	仙台市宮城野区田子二丁目4番25号
仙台市松森市民センター	仙台市泉区松森字城前9番地の2
仙台市富沢市民センター	仙台市太白区富沢南一丁目18番地の10
仙台市桂市民センター	仙台市泉区桂三丁目19番地の1
仙台市福室市民センター	仙台市宮城野区福室五丁目9番36号
仙台市南中山市民センター	仙台市泉区南中山二丁目204番地の12
仙台市木町通市民センター	仙台市青葉区木町通一丁目7番36号

(使用の許可)

第三条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき

(使用料)

第四条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 使用料は、前条第一項の許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(使用料の額の特例)

第四条の二 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。))につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき(使用料が既納の場合を除く。))は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

- 一 天災その他自己の責めによらない事由によりセンターを使用できないとき
- 二 市長が別に定める期間内にセンターの使用の取りやめを申し出たとき

(使用料の返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者につき前条各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第六条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用の禁止)

第七条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第九条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はセンターの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用者がこの条例又は使用の許可の際に付された条

件に違反したとき

- 二 第三条第二項各号の一に該当することとなったとき

(指定管理者)

第十条 教育委員会は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第三条第一項の許可に関する業務
- 二 センターの事業として教育委員会がセンターごとに定める事業に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

- 2 前項の場合における第三条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(審議会)

第十三条 社会教育法第二十九条第一項の規定に基づき、本市が設置するすべての市民センターに共通の公民館運営審議会として、仙台市公民館運営審議会(以下「審議会」という。))を設置する。

- 2 審議会の委員の定数は、十七人以内とする。
- 3 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前二項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則 省 略

別表(第四条関係)

一 会議室等の使用料

(一) 専用使用する場合

使用区分		金額	
仙台市中央市民センター	会議室	一時間につき	500円
	第一セミナー室(A)	一時間につき	500円
	第一セミナー室(B)	一時間につき	500円
	第一セミナー室(C)	一時間につき	500円
	第二セミナー室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	700円
	第一音楽室	一時間につき	900円
	第二音楽室	一時間につき	900円
	創作室(1)	一時間につき	700円
	創作室(2)	一時間につき	700円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,800円
		夜間	4,200円
	トレーニング室	一時間につき	700円
	ミーティング室	一時間につき	300円
仙台市柏木市民センター	会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市青葉区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	500円
	第四会議室	一時間につき	700円
	第五会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
	小ホール(1)	一時間につき	800円
	小ホール(2)	一時間につき	700円
仙台市生出国市民センター	第一講義室	一時間につき	500円
	第二講義室	一時間につき	300円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市高砂市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	講義室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
仙台市中田市民センター	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市岩切市民センター	講義室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	800円
	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	創作室	一時間につき	300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市七郷市民センター	会議室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	800円
	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	800円
	創作室	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市広瀬市民センター	会議室	一時間につき	500円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	創作室	一時間につき	500円
仙台市宮城西市民センター	会議室(1)	一時間につき	300円
	会議室(2)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	体育館	午前	1,500円
		午後	1,500円
		夜間	2,100円
仙台市秋保市民センター	研修室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	和室	一時間につき	700円
	茶室	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	会議室	一時間につき	500円
	体育館	午前	1,600円
		午後	2,100円
		夜間	2,500円
仙台市馬場市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	400円
	体育館	午前	1,600円
		午後	2,100円
		夜間	2,500円
仙台市湯元市民センター	会議室	一時間につき	300円
	講義室	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	400円
	調理実習室	一時間につき	400円
	和室	一時間につき	500円
	集会室	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
仙台市泉区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	800円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	300円
	研修室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
仙台市泉区中央市民センター	和室(2)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	音楽室	一時間につき	600円
	創作室	一時間につき	700円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市根白石市民センター	工作室	一時間につき	500円
	大会議室	一時間につき	800円
	小会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	700円
仙台市南光台市民センター	会議室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	900円
	集会室	午前	2,200円
		午後	2,800円
		夜間	3,300円
	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	300円
	第四研修室	一時間につき	500円
	第五研修室	一時間につき	300円
仙台市黒松市民センター	和室	一時間につき	300円
	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	700円
	和室	一時間につき	700円
	多目的室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市将監市民センター	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円

仙台市加茂市民センター	調理実習室	一時間につき	800円
	和室	一時間につき	500円
	研修室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,200円
		午後	2,800円
		夜間	3,300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市鶴ヶ谷市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	500円
	第三会議室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	遊技室	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,400円
		午後	3,100円
		夜間	3,700円
仙台市榴ヶ岡市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	500円
	第四会議室	一時間につき	800円
	第五会議室	一時間につき	700円
	和室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
仙台市東部市民センター	会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市荒町市民センター	第一会議室	一時間につき	300円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	700円
	和室(3)	一時間につき	300円
	和室(4)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
仙台市北山市民センター	第一会議室	一時間につき	300円
	第二会議室	一時間につき	800円
	第三会議室	一時間につき	300円
仙台市北山市民センター	第四会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	和室(4)	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	800円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市若林区中央市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	500円
	第三会議室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	300円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	和室(4)	一時間につき	500円
	和室(5)	一時間につき	500円
	セミナー室(A)	一時間につき	500円
	セミナー室(B)	一時間につき	500円
	創作室	一時間につき	700円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市西多賀市民センター	第一会議室	一時間につき	300円
	第二会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市六郷市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	300円
	第三会議室	一時間につき	300円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市福沼市民センター	第一会議室	一時間につき	500円
	第二会議室	一時間につき	800円
	第三会議室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	300円
	視聴覚室	一時間につき	600円
	調理実習室	一時間につき	600円
	体育館	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市八木松市民センター	会議室	一時間につき	300円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	体育館	午前	2,100円
午後		2,600円	
夜間		3,100円	
仙台市旭ヶ丘市民センター	第一会議室	一時間につき	900円
	第二会議室	一時間につき	700円
	第三会議室	一時間につき	700円
	展示ホール(1)	一時間につき	800円
	展示ホール(2)	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,500円
		午後	3,300円
		夜間	4,000円
小ホール	一時間につき	700円	
仙台市八木山市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	会議室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
夜間		3,100円	
仙台市二本松市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	300円
	和室(3)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
	仙台市山田市民センター	会議室	一時間につき
会議室兼調理実習室		一時間につき	700円
和室(1)		一時間につき	800円
和室(2)		一時間につき	500円
体育館		午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
会議室兼調理実習室		一時間につき	700円
会議室		一時間につき	500円
和室(1)		一時間につき	800円
和室(2)		一時間につき	500円
体育館		午前	2,100円
	午後	2,600円	
	夜間	3,100円	
	第一会議室	一時間につき	700円
第二会議室	一時間につき	500円	
会議室兼調理実習室	一時間につき	500円	
和室(1)	一時間につき	700円	
和室(2)	一時間につき	500円	
和室(3)	一時間につき	500円	
仙台市片平市民センター	第一会議室	一時間につき	700円
	第二会議室	一時間につき	500円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	700円
和室(2)	一時間につき	500円	
和室(3)	一時間につき	500円	
体育館	午前	2,100円	
	午後	2,600円	
	夜間	3,100円	
	第一会議室	一時間につき	700円
第二会議室	一時間につき	500円	
会議室兼調理実習室	一時間につき	500円	
和室(1)	一時間につき	700円	
和室(2)	一時間につき	500円	
仙台市東中田市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
体育館	午前	2,100円	
	午後	2,600円	
	夜間	3,100円	
	第一研修室	一時間につき	700円
第二研修室	一時間につき	500円	
第三研修室	一時間につき	500円	
和室	一時間につき	500円	
工作室	一時間につき	500円	
音楽室	一時間につき	600円	
調理実習室	一時間につき	800円	
ホール	午前	2,100円	
	午後	2,600円	
	夜間	3,100円	
仙台市高森市民センター	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
仙台市松陵市民センター	第一研修室	一時間につき	700円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円

仙台市松陵市民センター	和室	一時間につき	700円
	工作室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市大浜市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	300円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市水の森市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	700円
	和室(2)	一時間につき	500円
	和室(3)	一時間につき	500円
	体育館	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市若林市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市沖野市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市寺岡市民センター	第一研修室	一時間につき	500円
	第二研修室	一時間につき	500円
	第三研修室	一時間につき	500円
	和室	一時間につき	500円
	トレーニング室	一時間につき	500円
	調理実習室	一時間につき	600円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円

仙台市貝ヶ森市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市幸町市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市長命ヶ丘市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	800円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市落合市民センター	会議室兼調理実習室	一時間につき	800円
	和室(1)	一時間につき	500円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市中川市民センター	会議室	一時間につき	700円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	500円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市折立市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	700円
	和室(1)	一時間につき	800円
	和室(2)	一時間につき	300円
	ホール	午前	2,100円
		午後	2,600円
		夜間	3,100円
仙台市吉成市民センター	会議室	一時間につき	800円
	会議室兼調理実習室	一時間につき	500円

備考	
一	使用時間は、午前9時から午後9時までとする。
二	「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後4時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までをいう。
三	その使用に係る時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
四	1時間ごとの使用料を定めた使用区分において、第一号の使用時間以外の時間に使用する場合における使用料は、この表に定める額とする。
五	前号の使用区分以外使用区分において、次のイからハまでに掲げる使用時間に係る使用料は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。
イ	午前9時から午後4時30分まで 午前の項及び午後の項に定める額の合計額
ロ	午後1時から午後9時まで 午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
ハ	午前9時から午後9時まで 午前の項、午後の項及び夜間の項に定める額の合計額
六	前号の使用区分において、第一号に定める使用時間以外の時間に使用する場合(前号の場合を除く。)における使用料は、その使用が午前9時以前又は正午から午後1時までときは午前の項に、午後4時30分から午後5時30分までのときは午後の項に、午後9時以降のときは夜間の項にそれぞれ定める額を時間割りして計算した額とする。
七	使用者が対価を支払を受けて展示会その他の催しを行う場合その他これに類する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。
八	会議室兼調理実習室を会議のために区分して使用する場合の使用料は、この表に定める額に0.7を乗じて得た額とする。

二 仙台市榴ヶ岡市民センター榴岡公園軽体育館の使用料

(一) 専用使用する場合

使用区分		金額
ミーティングルーム(1)	一時間につき	800円
ミーティングルーム(2)	一時間につき	500円
和室(1)	一時間につき	300円
和室(2)	一時間につき	300円
体育館	午前	2,100円
	午後	2,600円
	夜間	3,100円
備考 一(一)の表の備考第一号から第六号までの規定は、この表の場合について準用する。		

(二) 個人使用する場合

使用区分		金額	
体育館	一般	一回につき	200円
	小学生・中学生	一回につき	100円

(二) 個人使用する場合

使用区分		金額	
体育館・ホール・仙台市中央市民センターのトレーニング室	一般	一回につき	200円
	小学生・中学生	一回につき	100円
仙台市寺岡市民センターのトレーニング室		一回につき	200円

仙台市市民センター条例施行規則

平成二年三月二九日
仙台市教育委員会規則第五号

(趣旨)

年仙台市条例第八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第二条 市民センター(以下「センター」という。)の施設の使用時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、同項に規定するセンターの施設の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は休館することができる。

一 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

二 休日の翌日(日曜日又は休日に当たる場合は、その直後の日曜日又は休日でない日)

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前二号に掲げる日を除く。)

(使用許可の手続)

第四条 条例第三条第一項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、使用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用申込書の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 センターの施設を専用使用しようとする場合には、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の二月前の月の十日から使用日までの期間内に行うこと

二 センターの施設を個人使用しようとする場合には、使用日に行うこと

3 教育委員会は、使用許可をしたときは、使用承認

書を交付するものとする。

4 センターの施設の使用許可に係る手続(センターの施設を個人使用しようとする場合の使用許可に係る手続を除く。)については、前三項の規定にかかわらず、市民利用施設予約システム(仙台市民利用施設予約システムの運用及び利用者登録等に関する規則(平成十五年仙台市規則第八十七号)第二条第二号に規定するものをいう。)を利用する方法により行うことができる。

第四条の二 条例第三条第二項第三号に規定する教育委員会が不相当と認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 センターの施設において物品又は権利の販売又は宣伝(次項において「物品販売等」という。)を行おうとする場合

二 その他センターの設置目的に照らして教育委員会が不相当と認める場合

2 教育委員会は、前項第一号の規定にかかわらず、センターの設置目的に照らして適当と認める場合は、センターの施設において物品販売等を行おうとする者に対し、使用許可をすることができる。この場合において、物品販売等を行おうとする者は、教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(市長が必要と認めるときの使用料の納期限)

第五条 条例第四条第二項ただし書に規定する市長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する別に定める納期限は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 使用料を口座振替の方法により納入する場合
使用許可を受けた日の属する月の翌月末日

二 区長が特別な事由があると認める場合
区長が定める日

(市長が必要と認めるときの使用料の額の特例)

第六条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が条例第四条の二第一号に該当する場合において、同条の規定により市長が定める使用料の額は、零とする。

2 条例第四条の二第二号に規定する市長が別に定める期間は、次の各号に掲げる期間とし、同条の規定により市長が定める使用料の額は、前項の規定にか

かわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 使用許可を受けた日から使用日の七日前の日までの期間 零

二 使用日の七日前の日の翌日から使用日までの期間 条例第四条第一項の規定による使用料(条例第六条の規定により使用料を減免した場合にあっては、当該減免後の使用料)の額

3 使用者が前条の納期限までに使用料を納入せず、かつ、センターの施設を使用する意思があると認められないときは、当該納期限の日において使用の取りやめの申出がなされたものとみなし、前項の規定を準用する。

(使用料の返還)

第七条 使用者が条例第四条の二第一号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、既納の使用料の全額とする。

2 使用者が条例第四条の二第二号に該当すると区長が認める場合において、条例第五条ただし書の規定により既納の使用料を返還する場合の返還額は、前条第二項第一号に掲げる期間においては、既納の使用料の全額とする。

3 使用料の返還を受けようとする者は、還付請求書を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第八条 条例第十条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(審議会)

第九条 仙台市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第十条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、二月ごとに一回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十一条 審議会の庶務は、中央市民センターにおいて処理する。

第十二条 前三条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第十三条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附 則 省 略

I 策定の趣旨

新世紀の扉がいよいよ開かれました。これまで社会を支えてきた仕組みが大きくゆらぎ、変貌する中で、時代の大きな変化を受けとめ、未来を切り開いていく私たち一人ひとりの力が試されようとしています。それは、まさに新世紀を生きる力であり、自らまなび自ら考える力、自分の夢にチャレンジする精神、そして市民として主体的に社会にかかわり共に生きる知恵によってつくりだされる力です。

今、強く求められているのは、こうした力をはぐくむ新しいまなびの仕組みをつくりだすことであり、その意味で、これからの10年は、21世紀の新しい学都・仙台づくりを進める大切な時期になります。仙台市教育ビジョンは、2010年(平成22年)を目標年として、そのためにとりくむべき基本的な方針を定めるものです。

II ビジョン推進の主体

私たちの未来を切り開く、新しいまなびの仕組みづくりのキーワードは、「パートナーシップ」です。一人ひとりの市民や家庭、PTAなどの地域団体、学校、市民活動団体、企業、行政などが、それぞれの場で役割を果たしつつ、これまでの枠組みを越えてパートナーシップを持つことによって、子どもも大人も、一人ひとりが互いに認め合い、教えあい、まなび合う、新たなまなびの仕組みを作り上げていくことがはじめて可能になります。

このビジョンは、それぞれの課題ごとに、市民のまなびを支える多様な主体の連携・協働のあり方を明らかにしながら、行政がとりくむべき施策の方向をとりまとめたものです。

※パートナーシップ: 自立した主体が相互理解のもと、共通の目的や課題にとりくむためにつくる協力・連携・協働の関係のこと。互いに成果と責任を共有し合う、対等で開かれた関係であることが前提。そのためには、行政情報の提供と公開及び、市民と行政の双方向の情報交換を進め、情報の共有化を図ることが重要。

※市民活動団体: 自主・自律を基本とし、さまざまな分野で広く市民のために社会貢献活動を行い、社会の形成に参加する市民団体のこと。

III ビジョンの3つの柱

1 まなぶ力をはぐくむ

学習を積み上げる土台となる基礎的な学力、自分で課題を見つけていく力、課題解決に主体的にとりくむ意欲やその方法を探究する力、人と通じ合うコミュニケーションの力。これからより大切になってくるのは、こうした、人がまなぶために備えるべき基本的な力です。

このような一人ひとりのまなぶ力をはぐくんでいきます。

2 まなぶ機会を広げる

学校の外にもまなびの場や機会はたくさんあります。自分に合った方法で学ぶことができるようなチャンスが広がれば、もっとたくさんの人の生きがいつくりに役に立ちます。さまざまな連携をつくりだしながら、一人ひとりのとりくみを応援するまなぶ機会を広げていきます。

3 まなぶ資源を豊かにする

一人ひとりの主体的なまなびや、多様化・高度化するまなびのニーズに応えていくため、情報・人材をはじめ、まなびを支える資源をさらに豊かにし、十分活用できるようにしていく必要があります。これまでにはぐくまれ、受け継がれてきた資源や、今日、新たにつくりだされた資源、さらに、世界規模の資源を広く集めて、21世紀の学都・仙台にふさわしい市民の創造的なまなびを支える環境づくりを進めます。

※まなぶ資源: 情報・人材・施設・自然・芸術文化・文化財・市民活動の実績・教育機関など、まなびを支えるさまざまなことからのこと

【ビジョンの3つの柱と取り組みの基本的方向】

1. まなぶ力をはぐくむ

- 1 家族の心が通じ合う家庭づくりを支援する
- 2 一人ひとりが自他ともに尊重し合う心をはぐくむ
- 3 生涯にわたる健康の基礎づくりを進める
- 4 基礎的・基本的な知識を確実に習得できるようにする
- 5 一人ひとりの問題意識や考える力をはぐくむ
- 6 環境についてまなぶことを通して新しい時代のくらしをつくりだす知恵や想像力をはぐくむ
- 7 社会参加体験や遊びを通して社会の仕組みへの理解を深め、人と通じ合うコミュニケーションの力をはぐくむ
- 8 学校、家庭、地域、その他様々な活動をしている人が連携してまなびのコミュニティをつくる

2. まなぶ機会を広げる

- 1 まなぶ機会のバリアフリーを進める
- 2 誰もがまなび直せる機会を広げる
- 3 新しい産業構造への対応や起業化を支援するまなぶ機会を広げる
- 4 時代の変化を反映する新しい課題についてまなぶ機会を広げる
- 5 地域におけるスポーツ活動の機会を広げる
- 6 芸術文化の鑑賞や創作、発表活動の機会を広げる

3. まなぶ資源を豊かにする

- 1 学校におけるまなびの環境を高める
- 2 生涯学習施設の機能を充実する
- 3 自然環境や文化財などを活用した体験学習の場をつくる
- 4 教育機関の持つ人材、資料、施設などのまなぶ資源を市民が活用できるようにする
- 5 市民がまなんだ成果を学校教育や生涯学習、市民活動、企業活動などへ活用するための仕組みや環境をつくる
- 6 専門的資質能力や、指導力、豊かな人間性を持った教職員を育成する
- 7 生涯学習活動を支援する人材を育成する
- 8 様々なまなぶ資源を有効に活用できるよう、情報ネットワークをつくる